

令和4年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第1日（令和4年12月5日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 諸報告	4
日程第4 議長の選挙について	5
日程第5 副議長の選挙について	6
日程第6 議席の指定について	8
日程第7 常任委員会委員の選任について	9
日程第8 議会運営委員会委員の選任について	9
日程第9 広報編集委員会委員の選任について	10
日程第10 城南衛生管理組合議会議員の選挙について	11
日程第11 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	11
日程第12 京都地方税機構議会議員の選挙について	12
日程第13 議案第59号 宇治田原町監査委員の選任について	14
日程第14 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について	15
日程第15 議案第58号 宇治田原町公平委員会委員の選任について	15
日程第16 議案第44号 令和4年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）	16
日程第17 議案第45号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	16
日程第18 議案第46号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）	16
日程第19 議案第47号 令和4年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）	
日程第20 議案第48号 令和4年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）	16
日程第21 議案第50号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	16
日程第22 議案第51号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	16

日程第23	議案第52号	宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……16
日程第24	議案第49号	押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて……………20
日程第25	議案第53号	宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………20
日程第26	議案第54号	宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて……………20
日程第27	議案第55号	宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………20
日程第28	議案第56号	宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて……………20
日程第29	議案第57号	京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について……20

令和4年第4回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程 (第1号)

令和4年12月5日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議長の選挙について
- 日程第5 副議長の選挙について
- 日程第6 議席の指定について
- 日程第7 常任委員会委員の選任について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第9 広報編集委員会委員の選任について
- 日程第10 城南衛生管理組合議会議員の選挙について
- 日程第11 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第12 京都地方税機構議会議員の選挙について
- 日程第13 議案第59号 宇治田原町監査委員の選任について
- 日程第14 報告第8号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 日程第15 議案第58号 宇治田原町公平委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第44号 令和4年度宇治田原町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第45号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第46号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19 議案第47号 令和4年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第48号 令和4年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第50号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第22 議案第51号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第23 議案第52号 宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第24 議案第49号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて
- 日程第25 議案第53号 宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第26 議案第54号 宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第27 議案第55号 宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第28 議案第56号 宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第29 議案第57号 京都市町村職員退職手当組合理約の変更について

1. 出席議員

議長	12番	浅田晃弘	議員
副議長	1番	山内実貴子	議員
	2番	榎木憲法	議員
	3番	馬場 哉	議員
	4番	森山高広	議員
	5番	山本 精	議員
	6番	宇佐美 まり	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	今西利行	議員
	9番	上野雅央	議員
	10番	原田周一	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長 西 谷 信 夫 君

副町長	山下康之君
教育長	奥村博巳君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
教育次長	黒川剛君
総務課長	青山公紀君
企画財政課長	村山和弘君
税住民課長	廣島照美君
福祉課長	中村浩二君
健康対策課長	立原信子君
子育て支援課長	岩井直子君
建設環境課長	谷出智君
産業観光課長	田村徹君
上下水道課長	下岡浩喜君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君
社会教育課課長補佐 兼社会教育課長事務代理	岡崎貴子君
生涯学習推進本部次長	馬場浩君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前10時00分

○副議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

先ほど開会前に、去る11月4日にご逝去されました故谷口整議長への黙禱及び追悼の辞が行われました。心よりご冥福をお祈りいたします。よって、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの出席議員は11名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（浅田晃弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、上野雅央議員と9番、馬場哉議員を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員をお願いをいたします。

◎会期の決定

○副議長（浅田晃弘） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの15日間と決定しました。

会期中の予定につきましては、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○副議長（浅田晃弘） 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第129条の規定により行われました議員派遣につきましては、お手元にお配りしたとおりでございます。

また、受理いたしました要望書2件につきましても、お手元に配付しているとおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようよろしくお願い申し上げます。

す。

これにて諸報告を終わります。

◎議長の選挙について

○副議長（浅田晃弘） 日程第4、議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（浅田晃弘） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、山本精議員及び10番、榎木憲法議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

（投票用紙配付）

○副議長（浅田晃弘） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○副議長（浅田晃弘） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長点呼、投票）

○副議長（浅田晃弘） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山本精議員及び榎木憲法議員、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○副議長（浅田晃弘） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効 0 票。有効投票のうち、浅田晃弘 9 票、山本精議員 2 票、以上のおりでございます。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって、私、浅田晃弘が議長に当選いたしました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（浅田晃弘） 私、浅田晃弘が議長に当選となりました。よって、議長当選の承諾と就任の挨拶をいたします。

○議長（浅田晃弘） 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

不肖私、ただいま第 36 代宇治田原町議会議長にご推挙をいただき、身に余る光栄とともに、その重責に改めて身の引き締まる思いでございます。

引き続き議員各位や町長はじめ町幹部、先輩議員や関係各位の皆様のご指導、ご鞭撻、ご協力を得ながら、公平・公正、円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えております。

また、議会基本条例の理念のもと、さらなる議会の活性化に努力をしまいる所存でございます。

二元代表制の一翼として、町当局の皆様とは常に緊張感を持ちながら、チェック機関としての議会の権能をさらに高め、住民の皆様への負託に応えてまいる所存であります。

意を尽くしますが、議長就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。引き続きよろしく願いをいたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。

◎副議長の選挙について

○議長（浅田晃弘） 日程第 5、副議長の選挙を日程に追加し、以下日程を順次繰り下げ、直ちに選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(浅田晃弘) ただいまの出席議員数は11名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に4番、山本精議員及び10番、榎木憲法議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

○議長(浅田晃弘) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(浅田晃弘) 異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長点呼、投票)

○議長(浅田晃弘) 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山本精議員及び榎木憲法議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(浅田晃弘) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち、山内実貴子議員8票、今西利行議員2票、馬場哉議員1票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、山内実貴子議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(浅田晃弘) ただいま副議長に当選されました山内実貴子議員が議場におられま

す。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。山内実貴子議員。

○副議長（山内実貴子） ありがとうございます。

副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま私が議員の多くの方々からご推挙賜りまして、宇治田原町議会の副議長に就任させていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

微力ではございますが、議長を補佐し、円滑な議会運営に誠心誠意努めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様、また理事者の皆様、職員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎議席の指定について

○議長（浅田晃弘） 日程第6、議席の指定を行います。

ここでお諮りいたします。この際、議事運営上、1番を副議長席に、12番を議長席に、11番を欠番とし、そのほかについて抽選により決定いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、抽選により決定いたしたいと思ひます。

この場において、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時39分

○議長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、次のとおり指定いたします。

その議席番号を事務局より朗読させます。矢野事務局長。

○議会事務局長（矢野里志） それでは、朗読をさせていただきます。

議席番号1番、山内実貴子副議長、2番、榎木憲法議員、3番、馬場哉議員、4番、森山高広議員、5番、山本精議員、6番、宇佐美まり議員、7番、藤本英樹議員、8番、今西利行議員、9番、上野雅央議員、10番、原田周一議員、11番、欠番でございます、12番、浅田晃弘議長。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおりの議席を指定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読のとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前11時30分

○議長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（浅田晃弘） 日程第7、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、総務建設常任委員会委員に、山内実貴子議員、宇佐美まり議員、藤本英樹議員、今西利行議員、原田周一議員の5名を指名いたします。

文教厚生常任委員会委員に、榎木憲法議員、馬場哉議員、森山高広議員、山本精議員、上野雅央議員、浅田晃弘の6名を指名いたします。

以上の指名にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおりの各常任委員に選任することに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（浅田晃弘） 日程第8、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

山内実貴子議員、馬場哉議員、原田周一議員、藤本英樹議員、山本精議員の5名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名を選任することに決定しました。

◎広報編集委員会委員の選任について

○議長(浅田晃弘) 日程第9、広報編集委員会委員の選任を行います。

広報編集委員会委員の選任については、広報発行に関する条例第3条第2項の規定により、議長において指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

山内実貴子議員、榎木憲法議員、森山高広議員、宇佐美まり議員、今西利行議員、上野雅央議員の6名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名を選任することに決定しました。

なお、同時に各委員会で互選いただきました正副委員長の結果をご報告いたします。

総務建設常任委員会委員長に原田周一議員、同副委員長に宇佐美まり議員、文教厚生常任委員会委員長に馬場哉議員、同副委員長に山本精議員、議会運営委員会委員長に山内実貴子議員、同副委員長に馬場哉議員、広報編集委員会委員長に森山高広議員、同副委員長に上野雅央議員と決まりましたので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。この際、城南衛生管理組合議会議員の選挙について、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について及び京都地方税機構議会議員の選挙についての3件を日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、3件を日程に追加することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時52分

○議長(浅田晃弘) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎城南衛生管理組合議会議員の選挙について

○議長（浅田晃弘） それでは、日程第10、城南衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。城南衛生管理組合議会議員に、原田周一議員と宇佐美まり議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました原田周一議員と宇佐美まり議員を城南衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました原田周一議員と宇佐美まり議員が城南衛生管理組合議会議員に当選されました。

◎京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（浅田晃弘） 日程第11、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に榎木憲法議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました榎木憲法議員を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました榎木憲法議員が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

◎京都地方税機構議会議員の選挙について

○議長(浅田晃弘) 日程第12、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。京都地方税機構議会議員に山内実貴子議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました山内実貴子議員を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました山内実貴子議員が京都地方税機構議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○議長(浅田晃弘) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) さきの日程におきまして、正副議長選挙やまた議会の構成替えが行われたところでございますけれども、このたび第36代宇治田原町議会議員長に就任され

ました浅田晃弘議長様にはご就任を心からお祝い申し上げます。おめでとうございます。

議会におかれましては、浅田議長様を中心とされまして、議会の適正かつ円滑な運営に努めていただき、住民福祉の向上と本町の発展のためにご尽力賜りますよう心からお願いを申し上げます。

町行政におきましても、私自身はもちろんのこと、町職員全員が一丸となりまして、本町の発展のために全力をもって町政の推進に努めてまいる所存でございますので、どうか議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、報道等によりますと、政府においては、新型コロナウイルスの流行第8波に備え、対策強化策を決定したところであり、本町はじめ全国の各自治体でも、オミクロン株対応ワクチン接種を推進するなどの感染症対策に取り組んでおるところでございますが、新規感染者数も増加傾向にあることから、今後の医療逼迫を懸念するところでございます。

また、エネルギー・食料品等の価格高騰や円安による経済の下振れ懸念など、社会生活にも大きな影響が出てきており、国においても物価高対策を柱に約29兆円の補正予算を編成されたところでございます。家計や企業の光熱費負担軽減や賃上げ支援などの経済対策により、景気の押し上げを期待するところではございますが、本町におきましても、国の経済対策、補正予算を注視する中で、物価高騰対策など住民生活を守り、新たな成長につながる取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

現在、鋭意京都府において整備を進めていただいております宇治田原山手線でございますが、明後日の12月7日に南地区の橋梁現場において、田原・宇治田原両小学校の4年生児童が参加する見学会が開催されます。府道宇治木屋線の仮称犬打峠トンネルの現場も見学いただくものと伺っておるところでございますが、宇治田原山手線の舗装前の橋梁に記念の絵を描く催しが企画されており、本町の発展につながる道に、これからの宇治田原町を担う子どもたちの思いが描かれるものであり、未来へつながる道・宇治田原山手線の日も早い全線開通にさらなる期待を寄せるところでございます。

さて、後の日程においてご提案申し上げます議案は、予算関係5件、条例関係8件、一般議案1件、人事関係1件、報告1件の合計15議案、1報告でございます。それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただき、ご可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

なお、11月1日付で人事異動を行いましたので、ここで異動職員の紹介を副町長よ

りさせていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは、議長のお許しをいただきまして、人事異動者を紹介させていただきます。

社会教育課長事務代理の岡崎貴子でございます。

○社会教育課課長補佐兼社会教育課長事務代理（岡崎貴子） 岡崎貴子でございます。よろしくお願いたします。

○副町長（山下康之） 以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） お諮りいたします。この際、議案第59号、宇治田原町監査委員の選任についてを日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（浅田晃弘） 日程第13、議案第59号、宇治田原町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、藤本英樹議員の退場を求めます。

（藤本英樹議員退場）

○議長（浅田晃弘） 提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第59号につきましてご説明申し上げます。

議案第59号、宇治田原町監査委員の選任につきましては、前監査委員の原田周一氏の辞任に伴いまして、その後任といたしまして、藤本英樹議員を本町監査委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議をいただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 提案者より提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより議案第59号の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。

これより議案第59号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、議案第59号は同意することに決定しました。

藤本英樹議員の入場を許します。

(藤本英樹議員入場)

◎報告第8号の上程、説明

○議長(浅田晃弘) 日程第14、報告第8号、和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、報告第8号につきましてご説明を申し上げます。

報告第8号、和解及び損害賠償の額の専決処分につきましては、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の指定事項として専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和4年10月11日、京都府乙訓郡大山崎町内の駐車場において、町職員が運転する町長車両が後進の際、駐車中の乗用車に衝突し、相手方車両に損傷を与えたものでございます。

当事故に関しましては、職員が運転注意を怠ったことが原因であることから、相手方と協議をいたしました結果、相手方車両の修繕費用として、損害賠償額55万2,137円で和解したものでございます。

なお、今後とも職員に対する安全運転の励行について、徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(浅田晃弘) これにて報告を終わります。

◎議案第58号の上程、説明

○議長(浅田晃弘) 日程第15、議案第58号、宇治田原町公平委員会委員の選任につ

いてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第58号につきましてご説明申し上げます。

議案第58号、宇治田原町公平委員会委員の選任につきましては、現公平委員の浅田昭兵氏の任期が本年12月21日をもって満了となりますことから、その後任として下岡雅昭氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

下岡氏におかれましては、人格が高潔にて見識も高く、公平委員として最適任者でありますことから、新たに選任させていただくものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となりました議案第58号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定しました。

◎議案第44号～議案第48号、議案第50号～議案第52号の一括上

程、説明、質疑、委員会付託

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第16から日程第23まで、議案第44号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第52号までの8議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第44号から議案第48号及び議案第50号から議案第52号までの8議案につきまして一括してご説明申し上げます。

議案第44号、令和4年度宇治田原町一般会計補正予算（第4号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正をはじめ、電気・ガス・食料品等価格高騰対策として、高齢者・障がい者施設等への電気料金負担支援、高校生世代までの児童生徒の保護者に対し町内共通商品券を配付する家計への応援事業に要する費用、小中学校の3学期分の給食費支援等に要する費用のほか、京都府議会議

員選挙執行費、新市街地都市公園整備事業費、役場庁舎をはじめとする各施設の燃料価格高騰による電気料金等不足分の費用などを補正するものであり、補正額は8,753万3,000円の追加となり、補正後の予算総額を54億3,433万1,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましてご説明申し上げます。

分担金及び負担金では、林業施設災害復旧費分担金18万円を減額しております。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,153万9,000円を追加しております。

府支出金では、京都府議会議員選挙委託金250万円を追加しております。

寄附金では、地域づくり振興基金寄附金100万円を追加しております。

繰越金では、前年度繰越金1,877万4,000円を追加しております。

諸収入では、土地改良事業雑収入100万円を追加しております。

町債では、都市公園整備事業債3,240万円及び林業施設災害復旧事業債50万円を追加し、合計で3,290万円を追加しております。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。

議会費では、職員人件費の補正及び議員報酬等で54万4,000円を追加しております。

総務費では、職員人件費の補正及び庁舎維持管理費をはじめ、地域づくり振興基金積立100万円、京都府議会議員選挙執行費250万円を追加するなど、合計で739万4,000円を追加しております。

民生費では、職員人件費の補正をはじめ、高齢者・障がい者施設等事業所物価高騰対策支援金交付事業費200万円、うじたわらっ子家計応援事業費1,330万円を追加するなど、合計で1,403万7,000円を追加しております。

衛生費では、職員人件費の補正をはじめ、水道事業会計負担金619万7,000円を追加するなど、合計で870万1,000円を追加しております。

農林水産業費では、職員人件費の補正をはじめ、集団茶園整備事業費100万円を追加し、合計で165万7,000円を追加しております。

商工費では、職員人件費の補正で85万8,000円を追加しております。

土木費では、職員人件費の補正をはじめ、新市街地都市公園整備事業費3,600万円追加するなど、合計で3,497万3,000円を追加しております。

消防費では、職員人件費の補正で47万6,000円を追加しております。

教育費では、職員人件費の補正をはじめ、施設維持管理費のほか、小中学校給食費支援事業費1,004万2,000円を追加するなど、合計で1,839万3,000円を追加しております。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費50万円を追加しております。

第2表繰越明許費につきましては、新市街地都市公園整備事業費につきまして、予定工期が年度を越える見込みであることから、所要額を翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表地方債補正につきましては、都市公園整備事業費及び林業施設災害復旧事業費の起債の既定限度額を変更するものでございます。

次に、議案第45号、令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費の補正をはじめ、人間ドック等委託事業費などの補正を行うもので、補正額は250万円の追加となり、補正後の予算総額を10億9,240万円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、府支出金103万5,000円、繰入金67万5,000円、繰越金79万円を追加しております。

歳出につきましては、総務費47万7,000円、保険給付費104万3,000円、保健事業費98万円を追加しております。

次に、議案第46号、令和4年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定におきまして、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費補正のほか、システム改修に要する費用を補正するもので、補正額は3万6,000円の減額となり、補正後の予算総額を7億9,213万5,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金9万3,000円を追加し、繰入金を12万9,000円減額しております。

歳出につきましては、総務費41万7,000円を減額し、地域支援事業費38万1,000円を追加しております。

続きまして、議案第47号、令和4年度宇治田原町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費補正のほか、電気料金高騰対策支援事業に伴う負担金及び施設管理費を補正するものでございます。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益では619万7,000円を追加し、補正後の予算総額を3億330万4,000円に、水道事業費用で1,240万7,000円を追加し、補正後の予算総額を3億177万5,000円とするものでございます。

水道事業収益では、営業外収益で他会計負担金619万7,000円を追加しております。水道事業費用では、営業費用で原水及び浄水費999万7,000円、配水及び給水費239万7,000円、総係費1万3,000円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出の建設改良費で32万4,000円を減額し、補正後の予算総額を2億2,000万6,000円とするものでございます。

次に、議案第48号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費を補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、下水道事業費用の営業費用で24万3,000円を減額し、補正後の予算総額を4億3,094万6,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的支出の建設改良費で353万2,000円を追加し、補正後の予算総額を4億7,928万円とするものでございます。

議案第50号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和4年8月8日の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、初任給及び若年層の給料表を引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.1月引き上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数を現行の4.30月から4.40月に改正するものでございます。

続きまして、議案第51号、特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和4年8月8日の人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を現行の3.25月から3.30月に改正するものでございます。

続きまして、議案第52号、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和4年8月8日の人事院勧

告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、年間支給月数を現行の3.25月から3.30月に改正するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号から議案第48号まで及び議案第50号から議案第52号までの8議案を予算特別委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり8議案につきましては、予算特別委員会に付託することに決定いたします。

◎議案第49号、議案第53号～議案第57号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第24から日程第29まで、議案第49号及び議案第53号から議案第57号までの6議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、議案第49号及び議案第53号から議案第57号までの6議案につきまして一括してご説明申し上げます。

議案第49号、押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を制定するにつきましては、住民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、押印の見直しに伴う関係条例の整備を行うものでございます。

主な改正内容は、関係条例の様式中の押印廃止等を行うものでございます。

続きまして、議案第53号、宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、国政選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額の引上げが行われたことから、町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額についても、公職選挙法の規定により、国政選挙に準じて同様の

改定を行うものでございます。

続きまして、議案第54号、宇治田原町印鑑条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、個人番号カードを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第55号、宇治田原町老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の一部が施行されることにより、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されたことから、引用条項の号ずれ及び文言の修正を行うものでございます。

続きまして、議案第56号、宇治田原町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、新名神高速道路（仮称）宇治田原インターチェンジ付近に建設が予定されている物流施設について、建物等の所在が城陽市域となることから、本町水道事業計画を変更し、給水区域の拡張及び給水人口及び給水量の最大値を時点修正するため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、現在、給水区域に城陽市奈島池ノ首14番1他及び14番14他を追加し、給水人口9,710人から8,930人に、1日最大給水量を5,760立方メートルから6,110立方メートルへ変更するものでございます。

続きまして、議案第57号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更につきましては、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、規約別表に掲げる組合市町村の名称変更を行うべく組合理約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号、議案第53号、議案第54号及び議案第56号並びに議案第57号の5議案を総務建設常任委員会に、議案第55号を文教厚生常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認め、ただいま申しましたとおり6議案につきましては、それぞれの常任委員会に付託することに決定いたします。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

次回は12月8日午前10時より会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本日付託いたしました各議案につきましては、それぞれの所管の委員会において十分な審査をお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

散 会 午後 1時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 上 野 雅 央

署 名 議 員 馬 場 哉